で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（連合会の子法人等に該当しない会社に限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であって、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社

［イ・ロ　略］

二　［略］

［２～４　略］

改正後	改正前
（特例対象会社） **第百四条の二**　法第七十三条第九項の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（農林中央金庫の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。 一　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であって、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社 ［イ・ロ　略］ 二　［略］ ［２～４　略］	（特例対象会社） **第百四条の二**　［同上］ 一　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であって、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社 ［イ・ロ　同上］ 二　［同上］ ［２～４　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第三条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特例対象会社） **第百四条の二**　法第七十三条第九項の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（農林中央金庫の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。 一　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であって、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社 ［イ・ロ　略］ 二　［略］ ［２～４　略］	（特例対象会社） **第百四条の二**　［同上］ 一　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であって、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社 ［イ・ロ　同上］ 二　［同上］ ［２～４　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年六月十九日）から施行する。

省　令

○財務省令第五十一号

法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第二十四条の二第一項第五号の規定に基づき、法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月十九日　　財務大臣　麻生　太郎

法人税法施行規則の一部を改正する省令

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条の六第二項中「（株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第一号（業務の範囲）に掲げる業務に係るものに限る。）又は令第二十四条の二第二項第二号」を「又は同条第二項第二号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第五十五号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月十九日　　国土交通大臣　赤羽　一嘉

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。